

チューリッヒ少額短期保険株式会社（2025年9月版）

費用保険普通保険約款

目次

第1章 用語の定義および当会社の責任.....	4
第1条（用語の定義）.....	4
第2条（当会社の責任）.....	5
第3条（保険責任の始期および終期）.....	6
第2章 保険金をお支払いする場合および保険金の支払額等.....	6
第4条（保険金をお支払いする場合）.....	6
第5条（保険金の支払額）.....	6
第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）.....	6
第3章 保険金をお支払いしない場合.....	6
第7条（保険金をお支払いしない場合）.....	7
第4章 契約手続き、および保険契約者または被保険者の義務.....	7
第8条（保険契約の申込み）.....	7
第9条（保険料の払込）.....	8
第10条（保険料の支払義務および払込方法）.....	8
第11条（保険契約を継続する場合の手続き）.....	10
第12条（告知義務）.....	12
第13条（当会社への通知方法および通知義務）.....	13
第14条（保険契約者の住所等変更）.....	13
第15条（保険契約の条件変更）.....	13
第5章 保険契約の無効、取消し、失効、解約、解除および保険期間中の保険料の増額等.....	13
第16条（保険契約の無効）.....	13
第17条（保険契約の取消し）.....	14
第18条（保険契約の失効）.....	14
第19条（保険契約者による保険契約の解除）.....	14
第20条（重大事由による解除）.....	14
第21条（保険契約解除の効力）.....	15
第22条（保険料の返還－無効または失効の場合）.....	15
第23条（保険料の返還－取消しの場合）.....	15
第24条（保険料の返還－解除の場合）.....	15
第25条（保険の対象の情報の誤りならびに保険契約の条件変更の処理）.....	16
第6章 事故の発生および保険金の請求手続き.....	17

第 26 条（事故の発生）	17
第 27 条（保険金の請求）	17
第 28 条（保険金の支払時期）	17
第 29 条（鑑定人および裁定人）	17
第 7 章 基本条項	17
第 30 条（時効）	17
第 31 条（代位）	17
第 32 条（保険契約者の変更）	18
第 33 条（保険契約者または被保険者本人が複数の場合の取扱い）	18
第 34 条（保険金の削減払）	18
第 35 条（保険料の増額または保険金額の減額）	19
第 36 条（重複契約の禁止）	19
第 8 章 準拠法および訴訟の提起	19
第 37 条（訴訟の提起）	19
第 38 条（準拠法）	19
第 39 条（契約者配当）	19
修理費用等補償特約（破損・汚損）	20
第 1 条（用語の定義）	20
第 2 条（保険金をお支払いする場合）	21
第 3 条（対象端末の範囲）	21
第 4 条（保険金を支払わない場合）	21
第 5 条（保険金の支払額）	22
第 6 条（保険契約の終了）	22
第 7 条（対象端末の変更）	22
第 8 条（事故の発生）	23
第 9 条（保険金の請求）	23
第 10 条（保険金の支払時期）	24
第 11 条（準用規定）	25
別表 保険金請求書類	25
修理費用等補償特約（水濡れ）	26
第 1 条（用語の定義）	26
第 2 条（保険金をお支払いする場合）	27
第 3 条（対象端末の範囲）	27
第 4 条（保険金を支払わない場合）	28
第 5 条（保険金の支払額）	28
第 6 条（保険契約の終了）	28

第 7 条（対象端末の変更）	29
第 8 条（事故の発生）	29
第 9 条（保険金の請求）	30
第 10 条（保険金の支払時期）	30
第 11 条（準用規定）	32
別表 保険金請求書類.....	32
修理費用等補償特約（故障）	32
第 1 条（用語の定義）	32
第 2 条（保険金をお支払いする場合）	33
第 3 条（対象端末の範囲）	33
第 4 条（保険金を支払わない場合）	34
第 5 条（保険金の支払額）	34
第 6 条（保険契約の終了）	35
第 7 条（対象端末の変更）	35
第 8 条（事故の発生）	35
第 9 条（保険金の請求）	36
第 10 条（保険金の支払時期）	37
第 11 条（準用規定）	38
別表 保険金請求書類.....	38
修理費用等補償特約（画面の破損・汚損のみ）	38
第 1 条（用語の定義）	38
第 2 条（保険金をお支払いする場合）	40
第 3 条（対象端末の範囲）	40
第 4 条（保険金を支払わない場合）	40
第 5 条（保険金の支払額）	41
第 6 条（保険契約の終了）	41
第 7 条（対象端末の変更）	41
第 8 条（事故の発生）	41
第 9 条（保険金の請求）	42
第 10 条（保険金の支払時期）	43
第 11 条（準用規定）	44
別表 保険金請求書類.....	44
盜難補償特約.....	45
第 1 条（用語の定義）	45
第 2 条（保険金をお支払いする場合）	46
第 3 条（対象端末の範囲）	46

第4条（保険金を支払わない場合）	46
第5条（保険金の支払額）	47
第6条（対象端末の変更）	47
第7条（事故の発生）	47
第8条（損害防止義務）	48
第9条（対象端末回収後の通知義務）	48
第10条（残存物）	48
第11条（保険金支払前に対象端末が回収された場合の措置）	48
第12条（保険契約の終了）	49
第13条（保険金の請求）	49
第14条（保険金の支払時期）	49
第15条（準用規定）	51
別表 保険金請求書類	51
保険証券不発行特約	51
第1条（用語の定義）	51
第2条（この特約の適用条件）	51
第3条（保険証券の不発行）	51
第4条（保険金の請求に関する特則）	51
第5条（準用規定）	52
第三者による保険料支払特約	52
第1条（用語の定義）	52
第2条（保険料負担者による保険料支払）	52
第3条（保険料負担期間）	52
第4条（保険料払込不能の場合）	52
第5条（保険料の返還先）	53
第6条（準用規定）	53

費用保険普通保険約款

第1章 用語の定義および当会社の責任

第1条（用語の定義）

この保険契約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、この保険契約に付帯される特約において別途用語を定義するときは、その定義によります。

用語	定義
オーソリゼーション	クレジットカードの使用に際し、カード会社に対し、次の事項について確認を行うことをいいます。 ① そのクレジットカードが利用可能な状態であること。 ② クレジットカードを使用して払い込む保険料の額がそのクレジットカードの利用限度額内であること。
会員規約等	クレジットカードの会員規約および利用規定、決済サービスの会員規約および利用規約またはポイントの会員規約および利用規約をいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、当会社が告知を求めたものをいいます。（注） (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
継続契約	初年度契約以外の保険契約をいいます。なお、中途更改 (注) された契約も含みます。 (注) 保険を終了させる日を解除日とし、その翌日を保険期間の開始日とする同一の保険契約を新たに締結することをいいます。この場合、解除前の契約の補償内容は引き継がれます。
契約開始日	保険期間の開始日が属する月の翌月以降の保険期間の開始日に応当する日をいいます。ただし、保険期間の開始日に応当する日がない場合はその月の末日とします。
事故	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに事故として規定する事由をいいます。
初年度契約	当会社と新規に契約をされた場合の保険契約をいいます。
親族	6 親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
損害	事故（注）により被保険者が費用（注）を負担することによって被る金銭的損失をいいます。

	(注) この保険契約に付帯された特約に定めるものをいいます。
第三者	保険契約者および被保険者以外の者をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
払込期日	当会社に保険料（注）を払い込んでいただく期限となる日をいいます。 (注) 月払の場合は第1回保険料または第2回以降保険料、一時払の場合は一時払保険料、および保険の対象の情報の誤りや変更に伴う追加保険料をいいます。
被保険者	保険証券等記載の被保険者欄に記載された者をいいます。
普通保険約款	費用保険普通保険約款をいいます。
ポイント	ポイント発行会社がその会員規約等に基づき会員登録した会員に対して提供するポイントのうち、使用可能なポイントは、当会社ウェブサイト等にて随時確認可能とします。
保険期間	保険証券等記載の保険期間をいいます。
保険金	この保険契約に付帯された特約に定める保険金をいいます。
保険金額	保険証券等記載の保険金額をいいます。また、この保険契約に付帯された特約に定める損害が発生した場合には、当会社が支払う保険金の額の限度額をいいます。
保険契約者	この保険契約を締結した者をいいます。
保険証券等	保険証券および保険証券不発行特約が付帯されている場合のインターネット画面に表示された保険契約情報画面をいいます。
保険の対象	この保険契約に付帯された特約に定める対象をいいます。
免責金額	当会社が支払うべき保険金の算出にあたり、費用の額から差引く金額（自己負担額）をいい、保険証券等に記載された金額とします。

第2条（当会社の責任）

当会社は、この保険契約に従い被保険者に保険金を支払います。

第3条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の開始日の午前0時（注1）に始まり、満了日の午後12時に終わります。
- (2) (1)の時刻は日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、第1回保険料または一時払保険料の領収前（注2）に発生した事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (注1) 保険証券等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (注2) この保険契約が、第11条（保険契約を継続する場合の手続き）により継続された保険契約である場合は、初年度契約の第1回保険料または一時払保険料領収前をいいます。

第2章 保険金をお支払いする場合および保険金の支払額等

第4条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定に従い保険金を支払います。

第5条（保険金の支払額）

当会社が、第4条（保険金をお支払いする場合）の保険金として支払うべき額は、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された特約によって定めます。

第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、支払責任額（注1）の合計額が、損害の額（注2）を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額（注1）
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

(注1) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済の額をいいます。

(注2) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額（自己負担額）の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額（自己負担額）を差し引いた額とします。

第3章 保険金をお支払いしない場合

第7条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者(注1)、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注1)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共機関の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な措置としてなされた場合を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動（注2）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ④ ③以外の放射線照射または放射線汚染
 - ⑤ ②から④までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- (3) 当会社は、直接であると間接であると問わずテロ行為（注5）によって、またはテロ行為（注5）の結果として生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (注1) 法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3) 使用済燃料を含みます。
- (注4) 原子核分裂生成物を含みます。
- (注5) 政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帶するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

第4章 契約手続き、および保険契約者または被保険者の義務

第8条（保険契約の申込み）

- (1) 保険契約者は、当会社に対して、インターネット通信（注）によって、この保険契約の申込みをするものとします。
- (2) (1) の方法により保険契約の申込みを受けた場合は、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、電子メールおよびネットワークを通した情報端末の画面への表示により引受保険契約の内容を保険契約者に通知するものとします。
- (注) 当会社が定めるインターネット上の画面を経由して当会社へ送信する通信手段をいいます。以下同様とします。

第9条（保険料の払込）

- (1) 保険契約者は、保険期間の開始日までの払込期日までに第1回保険料または一時払保険料を払い込み、第2回以降の保険料については、各払込期日までに払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、(1) に規定する第1回保険料または一時払保険料の払い込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知または電子メールおよびネットワークを通した情報端末の画面への表示をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) による解除は、保険期間の開始日から将来に向かってその効力を生じます。
- (4) (1) に規定する第2回以降の保険料について、その第2回以降の保険料を払い込むべき各払込期日以後、翌月の次回払込期日の前日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日に対応する契約開始日以後に発生した事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (5) (1) に規定する第2回以降の保険料について、その第2回以降の保険料を払い込むべき各払込期日以後、翌月の次回払込期日の前日までに、その払込期日に払い込まれるべき第2回以降の保険料の払込みがない場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。
- (6) (5) による解除は、保険契約者に対する書面による通知または電子メールおよびネットワークを通した情報端末の画面への表示をもって行い、解除の効力は、その払込期日に対応する契約開始日から将来に向かってのみ生じます。

第10条（保険料の支払義務および払込方法）

- (1) 保険契約者は、次のいずれかの払込方法により、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。
- ① クレジットカード
 - ② デビットカード
 - ③ 前記①または②以外の電子決済サービスとして当会社が定めるもの
 - ④ 携帯電話キャリア決済サービス
 - ⑤ コンビニエンスストア決済サービス
 - ⑥ その他当会社が定める決済手段
- (2) (1) ③がポイントによる決済サービスの場合、ポイントの保険料相当額を保険料の全部

または一部の払込みに使用すること(注1)を承認します。また、使用可能なポイントは、ポイントの会員規約等またはポイント発行会社のウェブサイト等で確認できる利用の下限および上限を限度とします。

(3) (1) の保険料の領収日時は次の日時とします。

- ① 保険料の払込方法が (1) ①に定めるクレジットカードによる払込である場合は、クレジットカードのオーソリゼーション取得日時
- ② 保険料の払込方法が (1) ②から⑥に定める払込である場合は、各払込方法について、決済サービス提供者が認証および承認した日時

(4) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(3) ①の規定は適用しません。

- ① 当会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約にかかる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、(2) ①の規定を適用します。
- ② 会員規約等に定める手続が行われない場合

(5) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(3) ②の規定は適用しません。

- ① 当会社が決済サービス提供者から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従い決済サービスを使用し、決済サービス提供者に対してこの保険契約にかかる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、(3) ②の規定を適用します。
- ② 会員規約等に定める手続が行われない場合

(6) (4) ①および(5) ①の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社または決済サービス提供者に対してこの保険契約にかかる保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

(7) 保険契約者が会員規約等に従い、(1) に定める払込方法を使用した場合において、(6) の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは(3) の規定を適用します。

(8) 当会社は、保険契約者が(7) の保険料の支払を怠った場合は、保険契約者に対する通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(9) (8) の解除は、第9条(保険料の払込)(3) または(6) に定めるとおりとします。

(10) 当会社が保険料を返還する場合は、次のとおりとします。

- ① 当会社は、次のア. またイ. もしくは②に該当する場合を除き、クレジットカード発行会社または決済サービス提供者からの保険料相当額の全額の領収を確認した後に保険料を返還し、ポイントによる返還は行いません。

ア. (7) の規定により保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合

- イ. 保険契約者が会員規約等に従い（1）に定める払込方法を使用し、クレジットカード発行会社または決済サービス提供者に対してこの保険契約にかかる保険料相当額の全額を既に支払っている場合
- ② 当会社は、第22条（保険料の返還一無効または失効の場合）、第24条（保険料の返還解除の場合）または第25条（保険の対象の情報の誤りならびに保険契約の条件変更の処理）（1）①により当会社が保険料を返還すべき場合（注2）において、（2）により使用されたポイントがあるときは、当会社は、そのポイントを返還した後、残額を金銭で返還します。ただし、ポイント発行会社の事情により、ポイントによる返還が行えない場合は、当会社は、ポイントの保険料相当額を金銭で返還します。
- ③ ②の場合において、ポイントの返還時に使用されたポイントの有効期限が切れていたときまたは保険契約者の会員登録が無効となっていたときは、当会社は、使用されたポイントおよびポイントの保険料相当額の返還を行いません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当会社は、ポイントの保険料相当額を金銭で返還します。
- ア. この保険契約の取消しが、当会社の責めに帰すべき事由によるものであった場合
- イ. 当会社の責めに帰すべき事由によりポイントの返還が遅延した場合
- (11) (1) のうち、使用可能な払込方式は、当会社ウェブサイト等にて随時確認可能とします。
- (12) 決済サービス提供者の状況により、当会社はやむを得ず、ご選択いただいた払込方法のご利用を停止する場合がございます。この場合、当該払込方法以外の方法により保険料をお支払いいただくこととなります。
- (13) (1) ③がポイントによる決済サービスの場合、保険契約者が保険料の払込みに使用したポイントが、他人のIDの盗取等の不正行為により取得したものであった場合は、ポイントの使用は行われなかったものとし、保険契約者は、使用したポイントの保険料相当額を直ちに当会社に払い込まなければなりません。
- (14) (13) の場合は、(10)②および③にかかるわらず、当会社は、保険契約者が不正に使用したポイントおよびその保険料相当額の返還は行いません。
- (注1) 以下のポイントの保険料相当額の使用を含みます。
- ア. 保険料の払込が月払の第2回目以降の保険料について、各払込期日を迎える都度、保険契約者が保有するポイントの保険料相当額を保険料の全部または一部の払込みに使用すること
- イ. 継続後の保険契約の第1回保険料、一時払保険料または第2回目以降の保険料の払込みにおいて、保険契約者が保有するポイントの保険料相当額を保険料の全部または一部の払込みに使用すること
- (注2) (10) ①により保険料を返還する場合を除きます。

第11条（保険契約を継続する場合の手続き）

- (1) 当会社は、保険期間の満了日が属する月の前月の応当する日までに、保険契約者に対し、継続後の保険契約の内容をインターネット通信等により通知します。なお、当会社の事業収支を検証した結果、当会社が必要と認めたときは、従前の保険契約の保険料または保険金額を変更することがあります。この場合は、保険期間の満了日が属する月の前々月の応当する日までに、保険契約者に対し通知します。
- (2) この保険契約の保険期間の満了日の前々日までに保険契約者が継続を行わない旨を当社に対し通知した場合、またはこの保険契約の保険期間の満了日が属する月の前々月の応当する日までに当会社が継続を行わない旨を保険契約者に対し通知した場合（次の①から⑧のいずれかにより通知することがある。）を除き、この保険契約は保険期間の満了日に継続されるものとします。
- ① 継続後の保険契約における保険の対象の情報が当会社の定める範囲を超える場合
 - ② 継続後の保険契約の開始日において、当会社がこの普通保険約款に基づく保険契約の引受け方法の変更を行った等の事情により、継続前と同一の内容で引受けができない場合
 - ③ 継続後の保険契約の開始日において、当会社がこの保険契約の締結を取扱っていない場合
 - ④ 第20条（重大事由による解除）に規定する事由があると認められる場合
 - ⑤ 当会社が保険契約上の義務を履行するに際して保険契約者または被保険者がこれに協力しなかった場合またはこれに準ずる場合
 - ⑥ 当会社が、保険契約者または被保険者に係る損害の発生の頻度、損害の状況および損害発生の可能性等を考慮して、継続しないこととした場合
 - ⑦ 当会社の事業収支を検証した結果、保険契約の引受けが困難となった場合
 - ⑧ 当会社が、①から⑦までに規定するほか、特別の事情により保険契約を維持することが適切でないと認める場合
- (3) 継続後の保険契約の保険期間は、この保険契約の保険期間と同一とします。
- (4) 継続された保険契約の保険料は、保険の対象の情報によって計算します。
- (5) 当会社は、継続後の保険契約に対し、継続後の保険契約の開始日の普通保険約款および保険料率を適用します。
- (6) 継続後の保険契約の第1回保険料、一時払保険料、または第2回以降の保険料については、各払込期日までに払い込むものとします。
- (7) 当会社は、(6)の払込期日までに継続後の保険契約の第1回保険料または一時払保険料が払い込まれなかった場合には、継続後の保険契約の開始日以降に発生した事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (8) 当会社は、(6)に規定する払込期日までに継続後の保険契約の第1回保険料または一時払保険料が払い込まれなかった場合であっても、その払込期日の翌月の応当する日の前日までに継続後の保険契約の第1回保険料または一時払保険料が払い込まれた場合には(7)の規定は適用しません。

- (9) 保険契約者が、(6)に規定する払込期日の翌月の応当する日の前日までに継続後の保険契約の第1回保険料または一時払保険料の払込みを行わなかった場合は継続されなかつたものとします。
- (10) (2)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、継続証等を保険契約者に交付します。ただし、保険証券不発行特約を適用する契約については、インターネット通信等により保険契約者に通知するものとします。

第12条（告知義務）

- (1) この保険契約締結（注1）の際、保険契約者または被保険者は、第8条（保険契約の申込み）の方法で表示した告知事項について、事実を当会社に正確に告知しなければなりません。
- (2) (1)において、当会社が特に必要と認めた場合は、告知内容を調査確認することができます。
- (3) 当会社は、この保険契約締結（注1）の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって知っている事実を告げなかつたときまたは不実のことを告げたときは、保険契約者に対する書面による通知または電子メールおよびネットワークを通じた情報端末の画面への表示をもって、この保険契約を解除することができます。（注2）
- (4) この保険契約が継続契約である場合には、(1)の告知事項については、告知すべき事項とはしません。ただし、継続時に保険の対象を変更する場合または契約条件を変更する場合には、告知すべき事項とします。
- (5) (3)に規定する解除は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (3)の事実がなくなった場合
 - ② 当会社がこの保険契約締結（注1）の際、(3)の事実を知っていた場合または過失によつてこれを知らなかつた場合（注3）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、事故が発生する前に、告知事項につき、訂正を当会社に申し出、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、この保険契約締結（注1）の際に当会社に告げられていたとしても、当会社がこの保険契約を締結（注1）していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(3)に規定する解除の原因があることを知ったときから1か月を経過した場合またはこの保険契約締結時から5年を経過した場合（注4）
- (6) 事故が発生した後に(3)に規定する解除がなされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）にかかるわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (7) (6)の規定は、(3)の事実に基づかずして発生した事故による損害については適用しません。
- （注1）初年度契約の締結の後にこの保険契約の条件について当会社の保険責任を加重する場合

を含みます。

- (注2) (注1)の規定が適用される場合には、当会社の保険責任が加重された部分に限ります。
- (注3) 当会社のためにこの保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (注4) この保険契約が継続契約である場合は、初年度契約を締結したときからとします。また、(注1)の規定が適用される場合には、当会社の保険責任が加重されたときからとします。

第13条（当会社への通知方法および通知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、インターネット通信または電話により、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された特約に定める通知、申出およびこの保険契約の解除を行うことができるものとします。
- (2) この保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は遅滞なくその事実を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社への通知は必要ありません。

第14条（保険契約者の住所等変更）

この保険契約締結の後、保険契約者が保険証券等記載の住所または通知先（注）を変更した場合には、保険契約者は遅滞なくその事実を当会社に通知しなければなりません。

(注) 保険契約締結の際、当会社が保険契約者に求めた電話番号または電子メールアドレス等をいいます。

第15条（保険契約の条件変更）

- (1) 保険契約者は、保険契約の条件変更をしようとする場合、この保険契約に規定する手段をもってその旨を当会社に通知し、保険契約の条件変更の承認の請求を行わなければなりません。
- (2) 当会社は、(1)の通知を受領する時までに生じた事故による損害に対しては、保険契約の条件変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払います。

第5章 保険契約の無効、取消し、失効、解約、解除および保険期間中の保険料の増額等

第16条（保険契約の無効）

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
- (2) (1)の規定により無効となる場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第17条（保険契約の取消し）

- (1) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知または電子メールおよびネットワークを通した情報端末の画面への表示をもって、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 損害が発生した後に(1)の規定による取消しが行われた場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第18条（保険契約の失効）

次の事実が発生したときは、この保険契約は失効します。

- ① 保険契約締結の後、被保険者が死亡したとき
② この保険契約に付帯された特約に規定された「保険契約の終了」に該当したとき（注）
(注) この場合、この保険契約は、その最終の保険金支払の原因となった事故が生じたときに終了します。

第19条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対してこの保険契約に規定する手段による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第20条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知または電子メールおよびネットワークを通した情報端末の画面への表示をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと
③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- (4) ①から③の事由のほか、保険契約者または被保険者が①から③の事由と同程度に、当会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) (1) ①から④のいずれかの事由が発生した後に(1)の解除を行った場合でも、第21条（保険契約解除の効力）にかかるわらず、(1)①から④のいずれかの事由が発生したときから解除日までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)③アからオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。
- (注) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

第21条（保険契約解除の効力）

この保険契約が解除となる場合は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第22条（保険料の返還－無効または失効の場合）

- (1) 第16条（保険契約の無効）によりこの保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。
- (2) 第18条（保険契約の失効）によりこの保険契約が失効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。ただし、失効した日の翌日以後の期間に対応する保険料が既に払い込まれている場合には、当会社は、その期間に対し月割（注）をもって計算した保険料を返還します。
- (注)既経過期間の月数の計算における1か月末満の端数は、1か月に切り上げるものとします。

第23条（保険料の返還－取消しの場合）

第17条（保険契約の取消し）により、当会社がこの保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第24条（保険料の返還－解除の場合）

第12条（告知義務）、第19条（保険契約者による保険契約の解除）および第20条（重大事由による解除）により、保険契約が解除された場合、当会社は、解除日の翌日以後の期間に対応する保険料が既に払い込まれているときには未経過期間に対し月割（注）をもって計算した保険料を返還します。

(注) 既経過期間の月数の計算における1か月未満の端数は、1か月に切り上げるものとします。

第25条（保険の対象の情報の誤りならびに保険契約の条件変更の処理）

- (1) 保険の対象の情報に誤りがあった場合には、次の方法で処理します。
- ① 正しい保険の対象の情報が、この保険契約の引受対象とする範囲（注1）外であった場合には、当会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、既に払い込まれた保険料を保険契約者に返還します。
 - ② ①以外の場合には、初めから正しい保険の対象の情報に基づいて保険契約を締結したものとみなし、既に払い込まれた保険料との差額を返還または請求します。また、以降到来する払込期日の保険料を変更します。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)②の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注2）は、保険契約者に対する書面による通知または電子メールおよびネットワークを通した情報端末の画面への表示をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)に規定する解除は、当会社が定める追加保険料の払込期日が属する月の翌月に到来する契約開始日から将来に向かってその効力を生じます。
- (4) (1)②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、追加保険料を領収する前に生じていた事故による損害に対しては、当会社は、誤った保険の対象の情報に基づいた保険料の正しい保険の対象の情報に基づいた保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (5) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、以降到来する払込期日の保険料を変更します。ただし、一時払保険料のときには、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (6) (5)の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および付帯された特約に従い、保険金を支払います。
- (7) 初年度契約の締結の後に保険契約の条件の変更があった場合は、当会社は、損害が発生したときの支払条件により算出された保険金の額と、損害の原因となった事故が発生したときの支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い額を支払います。
- (注1) 保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (注2) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず払込期日までにその支払がなかった場合に限ります。

第6章 事故の発生および保険金の請求手続き

第26条（事故の発生）

この普通保険約款および付帯された特約に従います。

第27条（保険金の請求）

この普通保険約款および付帯された特約に従います。

第28条（保険金の支払時期）

この普通保険約款および付帯された特約に従います。

第29条（鑑定人および裁定人）

- (1) 損害の額について、当会社と保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者との間に争いが生じたときは、その争いは当事者双方が書面等によって選定する各1名ずつの評価人の判断に任せます。この場合において、評価人の間でも意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人がこれを裁定するものとします。
- (2) 当事者は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます。）については、半額ずつ負担するものとします。

第7章 基本条項

第30条（時効）

保険金請求権は、この普通保険約款および付帯された特約の規定に定める保険金請求権を行使できる時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条（代位）

- (1) 損害が発生したことにより、被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が損害の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第32条（保険契約者の変更）

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

(2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者はこの保険契約に規定する手段による通知をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第33条（保険契約者または被保険者本人が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険契約者または被保険者本人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることがあります。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者本人を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者本人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者本人に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者または被保険者本人が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者本人は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第34条（保険金の削減払）

(1) 当会社は、巨大災害等が発生した結果、本保険の事業収支が著しく悪化した場合は、当会社の定めるところにより、保険金の削減払を行うことがあります。

(2) (1)の削減払を行う場合は、当会社は、保険契約者に対し書面による通知または電子メールおよびネットワークを通した情報端末の画面への表示によりその旨を通知するものとします。この場合において、通知を行う前に発生した事故による保険金については(1)の削減払は行いません。

第35条（保険料の増額または保険金額の減額）

- (1) 当会社は、損害が当会社の想定を超えて頻発した結果、現行の保険料または保険金支払を維持できなくなった場合は、当会社の定めるところにより、保険期間の中途において保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (2) (1) の保険料の増額または保険金額の減額を行う場合は、保険契約者に対し書面による通知または電子メールおよびネットワークを通した情報端末の画面への表示によりその旨を通知するものとします。この場合において、通知を行う前に発生した事故による保険金について（1）の保険金額の減額は行いません。

第36条（重複契約の禁止）

この保険契約の被保険者は、法令の定める範囲を超えて、重複して当会社の他の保険契約の被保険者となることはできません。

第8章 準拠法および訴訟の提起

第37条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第39条（契約者配当）

当会社は、この保険契約において契約者配当は行いません。

特約条項

修理費用等補償特約（破損・汚損）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
再取得費用	事故発生直前の状態の対象端末と同一の機種または同等の型、能力のものを再取得するのに要する金額をいいます。
修理費用	対象端末を事故発生直前の状態に復旧するために日本国内において修理または有償交換した際に被保険者が負担した修理費用をいい、修理に際し必要な調査、点検等の損害見積書に記載されている付属費用を含みます。
修理不能	対象端末に事故が生じ、日本国内において修理も有償交換できなかった場合をいいます。ただし、メーカー保守期間が終了し交換部品が調達できずに修理不能となつた場合を除きます。
事故	第2条（保険金をお支払いする場合）に規定する事由が生じたことをいいます。
スマートフォン	一般的にスマートフォンとして販売されているものであって、アプリケーションの追加により、音声通話のほか、Web ブラウザによる Web サイトの閲覧や、電子メールの送受信、文書ファイルの作成・閲覧、写真や音楽、動画の再生、内蔵カメラのある機種では写真や動画の撮影など、多機能な携帯電話をいいます。ただし、タブレット型端末、腕時計型端末、ウエアラブル型端末等、携帯型ゲーム機、パソコン用コンピューター、その他これらに類する社会通念上スマートフォンとみなさないものを除きます。
損害	第2条（保険金をお支払いする場合）に規定する（1）または（2）によって被る金銭的損失をいいます。
対象端末	保険証券等に記載された無線通信が可能なスマートフォンをいい、この保険契約の「保険の対象」とします。
通算支払限度額	この保険契約において、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い、当会社が保険期間中に支払う保険金の上限額で、保険証券等に記載された金額をいいます。
破損または汚損	不測かつ突発的な事故（水濡れを除く）により対象端末が損傷または汚損することをいいます。
普通保険約款	費用保険普通保険約款をいいます。

保険金額割合	保険証券等に記載された所定の割合をいいます。
免責金額	当会社が支払うべき保険金の算出にあたり、損害の額から差引く金額をいい、保険証券等に記載された金額とします。
有償交換	対象端末の商品特性または他の保険契約等の定めに従い、同品番商品または後継品番商品へ有償で交換された場合をいいます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

- (1) 当会社は、対象端末に破損または汚損が生じ、被保険者が修理費用を負担した場合に、この特約および普通保険約款の規定に従い、修理費用等保険金を被保険者に支払います。
- (2) 当会社は、対象端末に破損または汚損が生じ、修理不能となった場合に、この特約および普通保険約款の規定に従い、修理費用等保険金を被保険者に支払います。

第3条（対象端末の範囲）

- (1) 対象端末は、被保険者が所有または使用し、正常に全機能が動作するもので、次のいずれかに該当するものに限ります。
 - ① 日本国内で販売されたメーカー（注1）純正の製品であり、かつ、「技適マーク（注2）」が表示されるもの。
 - ② 移動体通信事業者（注3）により日本国内で販売された製品
 - (2) 次のものは、対象端末に含まれず補償の対象とはなりません。
 - ① 対象端末に挿入して使用するSIMカード、メモリーカード等
 - ② 対象端末の充電器、ACアダプター、付属ケーブル等の付属品
 - ③ イヤフォン、カバー/ケースおよび液晶保護フィルム
 - ④ 対象端末に保存されたデータ（注4）
- (注1) 日本のメーカーの他、日本法人を設立している日本国外メーカーを含みます。
- (注2) 電波法（昭和25年法律第131号）で定める技術基準に適合している無線機であることを証明するマークをいいます。
- (注3) 仮想移動体通信事業者を含みます。
- (注4) 本体に挿入して使用する補助記憶装置のデータを含みます。

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、普通保険約款第7条（保険金をお支払いしない場合）の規定のほか、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しても保険金を支払いません。
 - ① 対象端末（対象端末の電池パックやバッテリーを含みます。）の自然の消耗もしくは劣化もしくは対象端末の性質によるさび、かび、変質、変色、蒸れ、腐敗、腐食、ひび割れ、剥がれまたは自然発熱の損害その他類似の事由

- ② 対象端末の欠陥
 - ③ 対象端末に対する修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣
 - ④ 購入から1年以内のメーカーまたは販売店の瑕疵による故障等
 - ⑤ 台風、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、地滑り、高潮、土石流その他の異常な自然現象
 - ⑥ 日本国外で生じた損害
 - ⑦ 置き忘れ、紛失または不注意による廃棄によって生じた損害
- (2) 当会社は、対象端末の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の破損または汚損であって、対象端末ごとに、その対象端末が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険金の支払額）

- (1) 当会社が第2条（保険金をお支払いする場合）(1)の保険金として支払うべき額は、修理費用から免責金額を差し引いた額とします。ただし、1回の事故につき、当会社が支払う保険金は、保険金額を限度とします。
 - (2) 当会社が第2条（保険金をお支払いする場合）(2)の保険金として支払うべき額は、対象端末の購入金額(注)から免責金額を差し引いた額とします。ただし、保険金額に保険金額割合を乗じた額を限度とします。
 - (3) 当会社が保険期間中において、既に第2条（保険金をお支払いする場合）およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い保険金を支払っていたときは、(1)または(2)に規定する保険金は、保険金額または通算支払限度額から既に支払った保険金の合計額を差し引いた残額のいずれか低い額を限度とします。
- (注) 対象端末の購入金額が不明な場合には、再取得費用とします。

第6条（保険契約の終了）

- (1) 第2条（保険金をお支払いする場合）(1)およびこの保険契約に付帯された他の特約に規定する保険金の支払額の合計が通算支払限度額に達した場合は、この保険契約は、通算支払限度額に達した保険金支払の原因となった事故の発生した時に終了します。
- (2) 第2条（保険金をお支払いする場合）(2)の規定に基づき保険金を支払った場合は、この保険契約は、保険金支払の原因となった事故の発生した時に終了します。

第7条（対象端末の変更）

対象端末が変更となる場合は、保険契約者または被保険者は遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第8条（事故の発生）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生した場合には、次のことを履行しなければなりません。
- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること
 - ② 事故の発生の日からその日を含めて30日以内に支払事由が発生したこと、その状況および損害の内容を当会社に通知すること
 - ③ 当会社が支払事由および損害に関し、書面による通知または説明を求めたときは、遅滞なくこれを提出すること
 - ④ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること
 - ⑤ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること
 - ⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること
 - ⑦ ①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合（注3）には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う支払事由および損害の調査に協力すること
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① （1）①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② （1）②、③、⑤または⑦の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ③ （1）④の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）③もしくは⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- （注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- （注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- （注3）対象端末の損傷の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または被保険者に対し、当会社が指定する専門家または専門機関が作成した鑑定書等の提出を求めることがあります。なお、この場合に要した費用は、当会社が負担します。

第9条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する被保険者の保険金請求権は、損害が発生したときから、これを行使できるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる保険金請求書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、支払事由の内容および損害の額等に応じ、被保険者に対して、(2) 以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 被保険者が、正当な理由がなく(5) の規定に違反した場合または(2)、(3) もしくは(5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注) 普通保険約款第1条（用語の定義）にかかるわらず、法律上の配偶者に限ります。

第10条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解

除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、

(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180 日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果、その他の専門機関による調査結果の照会	90 日
③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査	60 日
④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180 日

(3) (1) および(2) に掲げる必要な事項の確認に際し、被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2) の期間に算入しないものとします。

(4) 保険金の支払は、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

（注1）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続きを完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（注4）必要な協力を行わなかつた場合を含みます。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

提出書類

1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 対象端末の保険契約加入時点の画像
4. 対象端末に事故が生じた事実を示す資料（事故の状況がわかる画像を含む）
5. 対象端末の修理が不能となった事実を示す資料（事故の状況がわかる画像を含む）
6. 被保険者が負担した費用を示す領収書および修理金額が記載されている損害の見積書、対象端末の購入費用明細書、再取得したスマートフォンの購入費用明細書もしくはこれらに代わるべき資料
7. その他、当会社が第10条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または資料として保険契約締結の際に、当会社が交付する書面等において定めたもの

修理費用等補償特約（水濡れ）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
再取得費用	事故発生直前の状態の対象端末と同一の機種または同等の型、能力のものを再取得するのに要する金額をいいます。
修理費用	対象端末を事故発生直前の状態に復旧するために日本国内において修理または有償交換した際に被保険者が負担した修理費用をいい、修理に際し必要な調査、点検等の損害見積書に記載されている付属費用を含みます。
修理不能	対象端末に事故が生じ、日本国内において修理も有償交換できなかった場合をいいます。ただし、メーカー保守期間が終了し交換部品が調達できずに修理不能となった場合を除きます。
事故	第2条（保険金をお支払いする場合）に規定する事由が生じたことをいいます。
スマートフォン	一般的にスマートフォンとして販売されているものであって、アプリケーションの追加により、音声通話のほか、Web ブラウザによる Web サイトの閲覧や、電子メールの送受信、文書ファイルの作成・閲覧、写真や音楽、動画の再生、内蔵カメラのある機種では写真や動画の撮影など、多機能な携帯電話をいいます。ただし、タブレット型端末、腕時計型端末、ウエアラブル型端末等、

	携帯型ゲーム機、パソコン用コンピューター、その他これらに類する社会通念上スマートフォンとみなさないものを除きます。
損害	第2条（保険金をお支払いする場合）に規定する（1）または（2）によって被る金銭的損失をいいます。
対象端末	保険証券等に記載された無線通信が可能なスマートフォンをいい、この保険契約の「保険の対象」とします。
通算支払限度額	この保険契約において、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い、当会社が保険期間中に支払う保険金の上限額で、保険証券等に記載された金額をいいます。
普通保険約款	費用保険普通保険約款をいいます。
保険金額割合	保険証券等に記載された所定の割合をいいます。
水濡れ	不測かつ突発的な事故により対象端末が水に濡れ、正常に動作しなくなることをいいます。
免責金額	当会社が支払うべき保険金の算出にあたり、損害の額から差引く金額をいい、保険証券等に記載された金額とします。
有償交換	対象端末の商品特性または他の保険契約等の定めに従い、同品番商品または後継品番商品へ有償で交換された場合をいいます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

- (1) 当会社は、対象端末に水濡れが生じ、被保険者が修理費用を負担した場合に、この特約および普通保険約款の規定に従い、修理費用等保険金を被保険者に支払います。
- (2) 当会社は、対象端末に水濡れが生じ、修理不能となった場合に、この特約および普通保険約款の規定に従い、修理費用等保険金を被保険者に支払います。

第3条（対象端末の範囲）

- (1) 対象端末は、被保険者が所有または使用し、正常に全機能が動作するもので、次のいずれかに該当するものに限ります。
- ① 日本国内で販売されたメーカー（注1）純正の製品であり、かつ、「技適マーク（注2）」が表示されるもの。
 - ② 移動体通信事業者（注3）により日本国内で販売された製品
- (2) 次のものは、対象端末に含まれず補償の対象とはなりません。
- ① 対象端末に挿入して使用するSIMカード、メモリーカード等
 - ② 対象端末の充電器、ACアダプター、付属ケーブル等の付属品
 - ③ イヤフォン、カバーケースおよび液晶保護フィルム
 - ④ 対象端末に保存されたデータ（注4）

- (注1) 日本のメーカーの他、日本法人を設立している日本国外メーカーを含みます。
- (注2) 電波法（昭和25年法律第131号）で定める技術基準に適合している無線機であることを証明するマークをいいます。
- (注3) 仮想移動体通信事業者を含みます。
- (注4) 本体に挿入して使用する補助記憶装置のデータを含みます。

第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第7条（保険金をお支払いしない場合）の規定のほか、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しても保険金を支払いません。

- ① 対象端末（対象端末の電池パックやバッテリーを含みます。）の自然の消耗もしくは劣化もしくは対象端末の性質によるさび、かび、変質、変色、蒸れ、腐敗、腐食、ひび割れ、剥がれまたは自然発熱の損害その他類似の事由
- ② 対象端末の欠陥
- ③ 対象端末に対する修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣
- ④ 購入から1年以内のメーカーまたは販売店の瑕疵による故障等
- ⑤ 台風、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、地滑り、高潮、土石流その他の異常な自然現象
- ⑥ 日本国外で生じた損害
- ⑦ 置き忘れ、紛失または不注意による廃棄によって生じた損害

第5条（保険金の支払額）

- (1) 当会社が第2条（保険金をお支払いする場合）(1)の保険金として支払うべき額は、修理費用から免責金額を差し引いた額とします。ただし、1回の事故につき、当会社が支払う保険金は、保険金額を限度とします。
 - (2) 当会社が第2条（保険金をお支払いする場合）(2)の保険金として支払うべき額は、対象端末の購入金額(注)から免責金額を差し引いた額とします。ただし、保険金額に保険金額割合を乗じた額を限度とします。
 - (3) 当会社が保険期間中において、既に第2条（保険金をお支払いする場合）およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い保険金を支払っていたときは、(1)または(2)に規定する保険金は、保険金額または通算支払限度額から既に支払った保険金の合計額を差し引いた残額のいずれか低い額を限度とします。
- (注) 対象端末の購入金額が不明な場合には、再取得費用とします。

第6条（保険契約の終了）

- (1) 第2条（保険金をお支払いする場合）(1)およびこの保険契約に付帯された他の特約に

規定する保険金の支払額の合計が通算支払限度額に達した場合は、この保険契約は、通算支払限度額に達した保険金支払の原因となった事故の発生した時に終了します。

(2) 第2条（保険金をお支払いする場合）(2)の規定に基づき保険金を支払った場合は、この保険契約は、保険金支払の原因となった事故の発生した時に終了します。

第7条（対象端末の変更）

対象端末が変更となる場合は、保険契約者または被保険者は遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第8条（事故の発生）

(1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生した場合には、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること
- ② 事故の発生の日からその日を含めて30日以内に支払事由が発生したこと、その状況および損害の内容を当会社に通知すること
- ③ 当会社が支払事由および損害に関し、書面による通知または説明を求めたときは、遅滞なくこれを提出すること
- ④ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること
- ⑤ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること
- ⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること
- ⑦ ①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合（注3）には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う支払事由および損害の調査に協力すること

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① （1）①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ② （1）②、③、⑤または⑦の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ③ （1）④の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）③もしくは⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (注1) 共同不法行為等の場合における連帶債務者相互間の求償を含みます。
- (注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (注3) 対象端末の損傷の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または被保険者に対し、当会社が指定する専門家または専門機関が作成した鑑定書等の提出を求めることがあります。なお、この場合に要した費用は、当会社が負担します。

第9条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する被保険者の保険金請求権は、損害が発生したときから、これを行使できるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる保険金請求書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、支払事由の内容および損害の額等に応じ、被保険者に対して、(2) 以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 被保険者が、正当な理由がなく(5) の規定に違反した場合または(2)、(3) もしくは(5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注) 普通保険約款第1条（用語の定義）にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第10条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払

うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、

(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180 日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果、その他の専門機関による調査結果の照会	90 日
③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査	60 日
④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180 日

(3) (1) および(2) に掲げる必要な事項の確認に際し、被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2) の期間に算入しないものとします。

(4) 保険金の支払は、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 被保険者が前条(2) および(3) の規定による手続きを完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

提出書類
1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 対象端末の保険契約加入時点の画像
4. 対象端末に事故が生じた事実を示す資料（事故の状況がわかる画像を含む）
5. 対象端末の修理が不能となった事実を示す資料（事故の状況がわかる画像を含む）
6. 被保険者が負担した費用を示す領収書および修理金額が記載されている損害の見積書、対象端末の購入費用明細書、再取得したスマートフォンの購入費用明細書もしくはこれらに代わるべき資料
7. その他、当会社が第10条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または資料として保険契約締結の際に、当会社が交付する書面等において定めたもの

修理費用等補償特約（故障）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
故障	偶然な外因の事故によらない電気的または機械的な事由により、対象端末が正常に動作しなくなることをいいます。
再取得費用	事故発生直前の状態の対象端末と同一の機種または同等の型、能力のものを再取得するのに要する金額をいいます。
修理費用	対象端末を事故発生直前の状態に復旧するために日本国内において修理または有償交換した際に被保険者が負担した修理費用をいい、修理に際し必要な調査、点検等の損害見積書に記載されている付属費用を含みます。

修理不能	対象端末に事故が生じ、日本国内において修理も有償交換できなかった場合をいいます。ただし、メーカー保守期間が終了し交換部品が調達できずに修理不能となった場合を除きます。
事故	第2条（保険金をお支払いする場合）に規定する事由が生じたことをいいます。
スマートフォン	一般的にスマートフォンとして販売されているものであって、アプリケーションの追加により、音声通話のほか、Web ブラウザによる Web サイトの閲覧や、電子メールの送受信、文書ファイルの作成・閲覧、写真や音楽、動画の再生、内蔵カメラのある機種では写真や動画の撮影など、多機能な携帯電話をいいます。ただし、タブレット型端末、腕時計型端末、ウエアラブル型端末等、携帯型ゲーム機、パソコン用コンピューター、その他これらに類する社会通念上スマートフォンとみなさないものを除きます。
損害	第2条（保険金をお支払いする場合）に規定する（1）または（2）によって被る金銭的損失をいいます。
対象端末	保険証券等に記載された無線通信が可能なスマートフォンをいい、この保険契約の「保険の対象」とします。
通算支払限度額	この保険契約において、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い、当会社が保険期間中に支払う保険金の上限額で、保険証券等に記載された金額をいいます。
普通保険約款	費用保険普通保険約款をいいます。
保険金額割合	保険証券等に記載された所定の割合をいいます。
免責金額	当会社が支払うべき保険金の算出にあたり、損害の額から差引く金額をいい、保険証券等に記載された金額とします。
有償交換	対象端末の商品特性または他の保険契約等の定めに従い、同品番商品または後継品番商品へ有償で交換された場合をいいます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

- (1) 当会社は、対象端末に故障が生じ、被保険者が修理費用を負担した場合に、この特約および普通保険約款の規定に従い、修理費用等保険金を被保険者に支払います。
- (2) 当会社は、対象端末に故障が生じ、修理不能となった場合に、この特約および普通保険約款の規定に従い、修理費用等保険金を被保険者に支払います。

第3条（対象端末の範囲）

- (1) 対象端末は、被保険者が所有または使用し、正常に全機能が動作するもので、次のいずれ

かに該当するものに限ります。

- ① 日本国内で販売されたメーカー（注1）純正の製品であり、かつ、「技適マーク（注2）」が表示されるもの。
 - ② 移動体通信事業者（注3）により日本国内で販売された製品
- (2) 次のものは、対象端末に含まれず補償の対象とはなりません。
- ① 対象端末に挿入して使用するSIMカード、メモリーカード等
 - ② 対象端末の充電器、ACアダプター、付属ケーブル等の付属品
 - ③ イヤフォン、カバーケースおよび液晶保護フィルム
 - ④ 対象端末に保存されたデータ（注4）
- (注1) 日本のメーカーの他、日本法人を設立している日本国外メーカーを含みます。
- (注2) 電波法（昭和25年法律第131号）で定める技術基準に適合している無線機であることを証明するマークをいいます。
- (注3) 仮想移動体通信事業者を含みます。
- (注4) 本体に挿入して使用する補助記憶装置のデータを含みます。

第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第7条（保険金をお支払いしない場合）の規定のほか、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しても保険金を支払いません。

- ① 対象端末（対象端末の電池パックやバッテリーを含みます。）の自然の消耗もしくは劣化もしくは対象端末の性質によるさび、かび、変質、変色、蒸れ、腐敗、腐食、ひび割れ、剥がれまたは自然発熱の損害その他類似の事由
- ② 対象端末の欠陥
- ③ 対象端末に対する修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣
- ④ 購入から1年以内のメーカーまたは販売店の瑕疵による故障等
- ⑤ 台風、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、地滑り、高潮、土石流その他の異常な自然現象
- ⑥ 日本国外で生じた損害
- ⑦ 置き忘れ、紛失または不注意による廃棄によって生じた損害

第5条（保険金の支払額）

- (1) 当会社が第2条（保険金をお支払いする場合）(1)の保険金として支払うべき額は、修理費用から免責金額を差し引いた額とします。ただし、1回の事故につき、当会社が支払う保険金は、保険金額を限度とします。
- (2) 当会社が第2条（保険金をお支払いする場合）(2)の保険金として支払うべき額は、対象端末の購入金額（注）から免責金額を差し引いた額とします。ただし、保険金額に保険金額割

合を乗じた額を限度とします。

(3) 当会社が保険期間中において、既に第2条（保険金をお支払いする場合）およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い保険金を支払っていたときは、(1) または(2) に規定する保険金は、保険金額または通算支払限度額から既に支払った保険金の合計額を差し引いた残額のいずれか低い額を限度とします。

(注) 対象端末の購入金額が不明な場合には、再取得費用とします。

第6条（保険契約の終了）

- (1) 第2条（保険金をお支払いする場合）(1) およびこの保険契約に付帯された他の特約に規定する保険金の支払額の合計が通算支払限度額に達した場合は、この保険契約は、通算支払限度額に達した保険金支払の原因となった事故の発生した時に終了します。
- (2) 第2条（保険金をお支払いする場合）(2) の規定に基づき保険金を支払った場合は、この保険契約は、保険金支払の原因となった事故の発生した時に終了します。

第7条（対象端末の変更）

対象端末が変更となる場合は、保険契約者または被保険者は遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第8条（事故の発生）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生した場合には、次のことを履行しなければなりません。
- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること
 - ② 事故の発生の日からその日を含めて30日以内に支払事由が発生したこと、その状況および損害の内容を当会社に通知すること
 - ③ 当会社が支払事由および損害に関し、書面による通知または説明を求めたときは、遅滞なくこれを提出すること
 - ④ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること
 - ⑤ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること
 - ⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること
 - ⑦ ①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるもの求めた場合（注3）には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う支払事由および損害の調査に協力すること
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- (1) (1) ①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - (2) (1) ②、③、⑤または⑦の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - (3) (1) ④の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく (1) ③もしくは⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (注3) 対象端末の損傷の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または被保険者に対し、当会社が指定する専門家または専門機関が作成した鑑定書等の提出を求めることを含みます。なお、この場合に要した費用は、当会社が負担します。

第9条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する被保険者の保険金請求権は、損害が発生したときから、これを行使できるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる保険金請求書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、支払事由の内容および損害の額等に応じ、被保険者に対して、(2) 以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

せん。

(6) 被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 普通保険約款第1条(用語の定義)にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第10条(保険金の支払時期)

(1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、

(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果、その他の専門機関による調査結果の照会	90日
③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行う	180日

ための代替的な手段がない場合の日本国外における調査

- (3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。
- (4) 保険金の支払は、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
- (注1) 被保険者が前条(2) および (3) の規定による手続きを完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注4) 必要な協力を行わなかつた場合を含みます。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

提出書類
1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 対象端末の保険契約加入時点の画像
4. 対象端末に事故が生じた事実を示す資料（事故の状況がわかる画像を含む）
5. 対象端末の修理が不能となった事実を示す資料（事故の状況がわかる画像を含む）
6. 被保険者が負担した費用を示す領収書および修理金額が記載されている損害の見積書、対象端末の購入費用明細書、再取得したスマートフォンの購入費用明細書もしくはこれらに代わるべき資料
7. その他、当会社が第10条（保険金の支払時期）(1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または資料として保険契約締結の際に、当会社が交付する書面等において定めたもの

修理費用等補償特約（画面の破損・汚損のみ）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
画面	アプリや動画などを表示する対象端末の前面の画面をいいま

	す。
再取得費用	事故発生直前の状態の対象端末と同一の機種または同等の型、能力のものを再取得するのに要する金額をいいます。
修理費用	対象端末を事故発生直前の状態に復旧するために日本国内において修理または有償交換した際に被保険者が負担した修理費用をいい、修理に際し必要な調査、点検等の損害見積書に記載されている付属費用を含みます。
修理不能	対象端末に事故が生じ、日本国内において修理も有償交換できなかった場合をいいます。ただし、メーカー保守期間が終了し交換部品が調達できずに修理不能となった場合を除きます。
事故	第2条（保険金をお支払いする場合）に規定する事由が生じたことをいいます。
スマートフォン	一般的にスマートフォンとして販売されているものであって、アプリケーションの追加により、音声通話のほか、Web ブラウザによる Web サイトの閲覧や、電子メールの送受信、文書ファイルの作成・閲覧、写真や音楽、動画の再生、内蔵カメラのある機種では写真や動画の撮影など、多機能な携帯電話をいいます。ただし、タブレット型端末、腕時計型端末、ウエアラブル型端末等、携帯型ゲーム機、パソコン用コンピューター、その他これらに類する社会通念上スマートフォンとみなさないものを除きます。
損害	第2条（保険金をお支払いする場合）に規定する（1）または（2）によって被る金銭的損失をいいます。
対象端末	保険証券等に記載された無線通信が可能なスマートフォンをいい、この保険契約の「保険の対象」とします。
通算支払限度額	この保険契約において、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い、当会社が保険期間中に支払う保険金の上限額で、保険証券等に記載された金額をいいます。
破損または汚損	不測かつ突発的な事故（水濡れを除く）により対象端末が損傷または汚損することをいいます。
普通保険約款	費用保険普通保険約款をいいます。
保険金額割合	保険証券等に記載された所定の割合をいいます。
免責金額	当会社が支払うべき保険金の算出にあたり、損害の額から差引く金額をいい、保険証券等に記載された金額とします。
有償交換	対象端末の商品特性または他の保険契約等の定めに従い、同品番商品または後継品番商品へ有償で交換された場合をいいます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

- (1) 当会社は、対象端末の画面に破損または汚損が生じ（注）、被保険者が修理費用を負担した場合に、この特約および普通保険約款の規定に従い、修理費用等保険金を被保険者に支払います。
- (2) 当会社は、対象端末の画面に破損または汚損が生じ（注）、修理不能となった場合に、この特約および普通保険約款の規定に従い、修理費用等保険金を被保険者に支払います。
- (注) 対象端末の画面の破損または汚損と同時に生じた対象端末の他の破損または汚損を除きます。

第3条（対象端末の範囲）

- (1) 対象端末は、被保険者が所有または使用し、正常に全機能が動作するもので、次のいずれかに該当するものに限ります。
- ① 日本国内で販売されたメーカー（注1）純正の製品であり、かつ、「技適マーク（注2）」が表示されるもの。
 - ② 移動体通信事業者（注3）により日本国内で販売された製品
- (2) 次のものは、対象端末に含まれず補償の対象とはなりません。
- ① 対象端末に挿入して使用するSIMカード、メモリーカード等
 - ② 対象端末の充電器、ACアダプター、付属ケーブル等の付属品
 - ③ イヤフォン、カバーケースおよび液晶保護フィルム
 - ④ 対象端末に保存されたデータ（注4）
- (注1) 日本のメーカーの他、日本法人を設立している日本国外メーカーを含みます。
- (注2) 電波法（昭和25年法律第131号）で定める技術基準に適合している無線機であることを証明するマークをいいます。
- (注3) 仮想移動体通信事業者を含みます。
- (注4) 本体に挿入して使用する補助記憶装置のデータを含みます。

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、普通保険約款第7条（保険金をお支払いしない場合）の規定のほか、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しても保険金を支払いません。
- ① 対象端末（対象端末の電池パックやバッテリーを含みます。）の自然の消耗もしくは劣化もしくは対象端末の性質によるさび、かび、変質、変色、蒸れ、腐敗、腐食、ひび割れ、剥がれまたは自然発熱の損害その他類似の事由
 - ② 対象端末の欠陥
 - ③ 対象端末に対する修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣

- ④ 購入から1年以内のメーカーまたは販売店の瑕疵による故障等
 - ⑤ 台風、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、地滑り、高潮、土石流その他の異常な自然現象
 - ⑥ 日本国外で生じた損害
 - ⑦ 置き忘れ、紛失または不注意による廃棄によって生じた損害
- (2) 当会社は、対象端末の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の破損または汚損であって、対象端末ごとに、その対象端末が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険金の支払額）

- (1) 当会社が第2条（保険金をお支払いする場合）(1)の保険金として支払うべき額は、修理費用から免責金額を差し引いた額とします。ただし、1回の事故につき、当会社が支払う保険金は、保険金額を限度とします。
 - (2) 当会社が第2条（保険金をお支払いする場合）(2)の保険金として支払うべき額は、対象端末の購入金額(注)から免責金額を差し引いた額とします。ただし、保険金額に保険金額割合を乗じた額を限度とします。
 - (3) 当会社が保険期間中において、既に第2条（保険金をお支払いする場合）およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い保険金を支払っていたときは、(1)または(2)に規定する保険金は、保険金額または通算支払限度額から既に支払った保険金の合計額を差し引いた残額のいずれか低い額を限度とします。
- (注) 対象端末の購入金額が不明な場合には、再取得費用とします。

第6条（保険契約の終了）

- (1) 第2条（保険金をお支払いする場合）(1)およびこの保険契約に付帯された他の特約に規定する保険金の支払額の合計が通算支払限度額に達した場合は、この保険契約は、通算支払限度額に達した保険金支払の原因となった事故の発生した時に終了します。
- (2) 第2条（保険金をお支払いする場合）(2)の規定に基づき保険金を支払った場合は、この保険契約は、保険金支払の原因となった事故の発生した時に終了します。

第7条（対象端末の変更）

対象端末が変更となる場合は、保険契約者または被保険者は遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第8条（事故の発生）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生した場合には、次のことを履行しなければな

りません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること
 - ② 事故の発生の日からその日を含めて30日以内に支払事由が発生したこと、その状況および損害の内容を当会社に通知すること
 - ③ 当会社が支払事由および損害に関し、書面による通知または説明を求めたときは、遅滞なくこれを提出すること
 - ④ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること
 - ⑤ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること
 - ⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること
 - ⑦ ①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合（注3）には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う支払事由および損害の調査に協力すること
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① （1）①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② （1）②、③、⑤または⑦の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ③ （1）④の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）③もしくは⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- （注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- （注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- （注3）対象端末の損傷の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または被保険者に対し、当会社が指定する専門家または専門機関が作成した鑑定書等の提出を求めることがあります。なお、この場合に要した費用は、当会社が負担します。

第9条（保険金の請求）

- （1）当会社に対する被保険者の保険金請求権は、損害が発生したときから、これを行使できるものとします。
- （2）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる保険金請求書類のうち当会社

が求めるものを提出しなければなりません。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

(4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、支払事由の内容および損害の額等に応じ、被保険者に対して、(2) 以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 被保険者が、正当な理由がなく (5) の規定に違反した場合または(2)、(3) もしくは(5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注）普通保険約款第1条（用語の定義）にかかるわらず、法律上の配偶者に限ります。

第10条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社

が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

- (2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180 日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果、その他の専門機関による調査結果の照会	90 日
③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査	60 日
④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180 日

(3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

(4) 保険金の支払は、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

（注1）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続きを完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（注4）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

提出書類
1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 対象端末の保険契約加入時点の画像

4. 対象端末に事故が生じた事実を示す資料（事故の状況がわかる画像を含む）
5. 対象端末の修理が不能となった事実を示す資料（事故の状況がわかる画像を含む）
6. 被保険者が負担した費用を示す領収書および修理金額が記載されている損害の見積書、対象端末の購入費用明細書、再取得したスマートフォンの購入費用明細書もしくはこれらに代わるべき資料
7. その他、当会社が第10条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または資料として保険契約締結の際に、当会社が交付する書面等において定めたもの

盗難補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
再取得費用	事故発生直前の状態の対象端末と同一の機種または同等の型、能力のものを再取得するのに要する金額をいいます。
事故	第2条（保険金をお支払いする場合）に規定する盗難が生じたことをいいます。
スマートフォン	一般的にスマートフォンとして販売されているものであって、アプリケーションの追加により、音声通話のほか、WebブラウザによるWebサイトの閲覧や、電子メールの送受信、文書ファイルの作成・閲覧、写真や音楽、動画の再生、内蔵カメラのある機種では写真や動画の撮影など、多機能な携帯電話をいいます。ただし、タブレット型端末、腕時計型端末、ウエアラブル型端末等、携帯型ゲーム機、パソコン用コンピューター、その他これらに類する社会通念上スマートフォンとみなさないものを除きます。
損害	第2条（保険金をお支払いする場合）に規定する盗難によって被る金銭的損失をいいます。
対象端末	保険証券等に記載された無線通信が可能なスマートフォンをいい、この保険契約の「保険の対象」とします。
通算支払限度額	この保険契約において、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い、当会社が保険期間中に支払う保険金の上限額で、保険証券等に記載された金額をいいます。
普通保険約款	費用保険普通保険約款をいいます。

保険金額割合	保険証券等に記載された所定の割合をいいます。
免責金額	当会社が支払うべき保険金の算出にあたり、損害の額から差引く金額をいい、保険証券等に記載された金額とします。

第2条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、日本国内において、対象端末が盗難された場合に、この特約および普通保険約款の規定に従い、盗難保険金を被保険者に支払います。

ただし、被保険者が事故の発生を知った後ただちに警察署あてに盗難の被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

第3条（対象端末の範囲）

(1) 対象端末は、被保険者が所有または使用し、正常に全機能が動作するもので、次のいずれかに該当するものに限ります。

① 日本国内で販売されたメーカー（注1）純正の製品であり、かつ、「技適マーク（注2）」が表示されるもの。

② 移動体通信事業者（注3）により日本国内で販売された製品

(2) 次のものは、対象端末に含まれず補償の対象とはなりません。

① 対象端末に挿入して使用するSIMカード、メモリーカード等

② 対象端末の充電器、ACアダプター、付属ケーブル等の付属品

③ イヤフォン、カバーケースおよび液晶保護フィルム

④ 対象端末に保存されたデータ（注4）

(注1) 日本のメーカーの他、日本法人を設立している日本国外メーカーを含みます。

(注2) 電波法（昭和25年法律第131号）で定める技術基準に適合している無線機であることを証明するマークをいいます。

(注3) 仮想移動体通信事業者を含みます。

(注4) 本体に挿入して使用する補助記憶装置のデータを含みます。

第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第7条（保険金をお支払いしない場合）の規定のほか、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しても、保険金を支払いません。

① 台風、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、地滑り、高潮、土石流その他の異常な自然現象

② 日本国外で生じた事故または損害

③ 保険契約者（注）または被保険者（注）の親族、使用人、同居人が自ら行いまたは加担した盗難

④ 盗難発生後60日以内に盗難の事実を発見することができなかつた盗難

⑤ 置き忘れ、紛失または不注意による廃棄によって生じた損害

(注) 保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第5条（保険金の支払額）

(1) 当会社が第2条（保険金をお支払いする場合）の保険金として支払うべき額は、対象端末の購入金額(注)から免責金額を差し引いた額とします。ただし、保険金額に保険金額割合を乗じた額を限度とします。

(2) 当会社が保険期間中において、既に第2条（保険金をお支払いする場合）およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い保険金を支払っていたときは、(1)に規定する保険金は、保険金額または通算支払限度額から既に支払った保険金の合計額を差し引いた残額のいずれか低い額を限度とします。

(注) 対象端末の購入金額が不明な場合には、再取得費用とします。

第6条（対象端末の変更）

対象端末が変更となる場合は、保険契約者または被保険者は遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第7条（事故の発生）

(1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生した場合には、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること
- ② 事故の発生の日からその日を含めて30日以内に支払事由が発生したこと、その状況および損害の内容を当会社に通知すること
- ③ 当会社が支払事由および損害に関し、書面による通知または説明を求めたときは、遅滞なくこれを提出すること
- ④ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること
- ⑤ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること
- ⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること
- ⑦ ①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるもの求めた場合（注3）には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う支払事由および損害の調査に協力すること

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- (1) (1) ①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - (2) (1) ②、③、⑤または⑦の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - (3) (1) ④の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）③もしくは⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- （注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- （注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- （注3）対象端末の損傷の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または被保険者に対し、当会社が指定する専門家または専門機関が作成した鑑定書等の提出を求めることを含みます。なお、この場合に要した費用は、当会社が負担します。

第8条（損害防止義務）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、対象端末の発見および回収に努めなければなりません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（対象端末回収後の通知義務）

保険契約者または被保険者は、第2条（保険金をお支払いする場合）の事故発生後、補償端末を発見しましたは回収した場合は、直ちにその旨を当会社に通知しなければなりません。

第10条（残存物）

当会社が第2条（保険金をお支払いする場合）の保険金を支払った場合でも、対象端末の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

第11条（保険金支払前に対象端末が回収された場合の措置）

当会社が第2条（保険金をお支払いする場合）の保険金を支払う前に、対象端末が回収された場合は、損害は生じなかったものとみなします。

第12条（保険契約の終了）

- (1) この保険契約に付帯された他の特約に規定する保険金の支払額の合計が通算支払限度額に達した場合は、この保険契約は、通算支払限度額に達した保険金支払の原因となった事故の発生した時に終了します。
- (2) 第2条（保険金をお支払いする場合）の規定に基づき保険金を支払った場合は、この保険契約は、保険金支払の原因となった事故の発生した時に終了します。

第13条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する被保険者の保険金請求権は、損害が発生したときから、これを行使できるものとします。
 - (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる保険金請求書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
 - (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
 - (5) 当会社は、事故の内容および損害の額等に応じ、被保険者に対して、(2) 以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
 - (6) 被保険者が、正当な理由がなく (5) の規定に違反した場合または (2) 、 (3) もしくは (5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- （注）普通保険約款第1条（用語の定義）にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第14条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払

うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180 日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果、その他の専門機関による調査結果の照会	90 日
③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査	60 日
④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180 日

(3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

(4) 保険金の支払は、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

（注1）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続きを完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（注4）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

提出書類
1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 対象端末の保険契約加入時点の画像
4. 所管警察署の盗難の届出証明書またはこれに代わるべき書類
5. 対象端末の購入費用明細書、再取得したスマートフォンの購入費用明細書、被保険者が負担した費用を示す領収書もしくはこれらに代わるべき資料
6. その他、当会社が第14条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または資料として保険契約締結の際に、当会社が交付する書面等において定めたもの

保険証券不発行特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
保険金請求権者	被保険者または保険金を受け取るべき者をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約の締結の際に、当会社と保険契約者との間に、この保険契約の保険証券を発行しないことについての合意がある場合に適用されます。

第3条（保険証券の不発行）

当会社は、この特約により、保険証券の発行および交付は行わず、インターネット画面に表示された事項を保険証券の記載事項とみなします。

第4条（保険金の請求に関する特則）

当会社は、この特約により、保険金請求権者が保険金の支払を請求する場合であっても、保険金請求権者に対しては、保険証券の提出を求めません。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

第三者による保険料支払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。なお、本条で定義されない用語については普通保険約款第1条（用語の定義）で規定される用語の定義が適用されるものとします。

用語	定義
保険料負担期間	保険料負担者が保険料を負担する期間のことをいいます。
払込期日	この保険契約の普通保険約款に定める当会社に保険料（注）を払い込んでいただく期限となる日をいいます。 （注）月払の場合は第1回保険料または第2回以降保険料、一時払の場合は一時払保険料、および保険の対象の情報の誤りや変更に伴う場合は追加保険料をいいます。
保険料負担者	当会社および保険契約者に対し、この保険契約の保険料を支払うことを申し出、保険契約者に代わり当会社に保険料を支払う者をいいます。

第2条（保険料負担者による保険料支払）

保険契約者は、保険料負担者が当会社の指定する払込方法により、保険契約の保険料を払込期日までに支払うことに同意し、この保険契約を申し込みます。

第3条（保険料負担期間）

保険料負担者は、保険契約者の同意を得てこの保険契約の保険期間の全部または一部の期間を保険料負担期間として指定できます。

第4条（保険料払込不能の場合）

保険料負担者が、払込期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合

は、当会社は保険契約者による保険料の払込みがなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。

第5条（保険料の返還先）

この保険契約の締結後、この保険契約の普通保険約款の規定により保険料を返還する場合は、当会社は、保険料負担者が負担した保険料は、保険料負担者に返還します。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。